

食発第 0626003 号  
平成 15 年 6 月 26 日

各 

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医薬局食品保健部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 110 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 15 年厚生労働省告示第 235 号）が本日公布、施行され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれない。

記

第 1 改正の要旨

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、省令別表第 2 が改正され、添加物としてビオチン及びヒドロキシプロピルメチルセルロースが指定されたこと。

2 告示関係

法第 7 条第 1 項の規定に基づき、ビオチン及びヒドロキシプロピルメチルセルロースの成分規格及び使用基準が設定されたこと。

第 2 施行期日

1 省令関係

この改正は公布日より施行される。

## 2 告示関係

この改正は公布日より施行される。ただし、ビオチンの成分規格及び使用基準に係る改正規定は、平成16年2月1日から適用される。

## 第3 運用上の注意

### 1 表示について

ビオチン及びヒドロキシプロピルメチルセルロース並びにこれらを含む食品及び添加物製剤については、法第11条第2項に基づき添加物の表示を行うよう、関係業者に対して指導されたいこと。

なお、平成8年5月23日衛化第56号厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」は、本件の施行に伴い、下記のように一部を改正する。

#### 1 別紙1中

「 | ビタミンA脂肪酸エステル | ビタミンAエステル，レチノールエステル， | 」の  
次に  
「 | ヒドロキシプロピルメチルセルロース | HPMC | 」を  
加える。

2 別紙5中(1)に「ビオチン」を追加し、次のように改める。

#### (1) ビタミン類(29品目)

L - アスコルビン酸	L - アスコルビン酸ステアリン酸エステル
L - アスコルビン酸ナトリウム	L - アスコルビン酸パルミチン酸エステル
エルゴカルシフェロール	カロテン
コレカルシフェロール	ジベンゾイルチアミン
ジベンゾイルチアミン塩酸塩	チアミン塩酸塩
チアミン硝酸塩	チアミンセチル硫酸塩
チアミンチオシアン酸塩	チアミンナフタレン - 1 , 5 - ジスルホン酸塩
チアミンラウリル硫酸塩	ニコチン酸
ニコチン酸アミド	パントテン酸カルシウム
パントテン酸ナトリウム	ビオチン
ビスベンチアミン	ビタミンA
ビタミンA脂肪酸エステル	ピリドキシン塩酸塩
メチルヘスペリジン	葉酸
リボフラビン	リボフラビン酪酸エステル
リボフラビン5 - リン酸エステルナトリウム	